

建 森 全

第145号

平成29年5月1日

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
永田町ビル 4 階

一般社団法人
全国森林土木建設業協会

発行 責任者 高畑 博之 TEL.03-3581-3336
FAX.03-3581-3341



早春の立山連峰
(写真提供：(一社) 富山県建設業協会 林務委員会)

平成二十九年度 森林整備保全事業設計 積算要領の改正の概要

林野庁では、治山事業、林道事業及び災害復旧等事業の実施において、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「品確法」という。）の趣旨を踏まえ、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、森林土木工事及び調査、測量等業務の積算要領の改正等を行いました。

改正等の主な内容としては、品確法の趣旨を踏まえた適切な工期の設定、施工地域が点在する工事の間接工事費の積算（箇所毎に積算）、間接工事を算定する場合の補正係数の見直し、最新の標準歩掛に適合した工事及び調査・測量・設計等業務に係る仕様書等の制定などが柱となっており、四月一日以降に発注する工事・業務から適用を開始します（ただし、発注機関によっては準備整い次第の適用となります）。

1 品確法を踏まえた積算要領等の改正

(1) 適切な工期の設定

表 1 改正後の間接工事費の補正係数

施工地域・工事場所区分	共通仮設費	現場管理費
市街地 (一般交通影響あり)	1.2	1.1
山間僻地及び離島	1.3	1.0

適切な工期の設定に関する留意事項、余裕期間制度の活用及び工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応について、「森林整備保全事業設計積算要領」及び「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱について」に規定しました。

(2)間接工事費の補正の見直し
間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の補正について、従来の施工地域・工事区分別の補正值（加算補正）から、共通仮設費の補正係数一・三倍、現場管理費の補正係数一・二倍などの補正係数を乗じる積算方法に見直しました（表1）。

(3)施工地域が点在する工事の間接工事費の積算
施工箇所が複数ある工事について、直近の施工箇所が1km以上離れている場合は、共通仮設費、現場管理費の積算について、合併積算を行わず、施工箇所毎に算出するように改正しました。

ただし、一般管理費等については、施工箇所毎に分けないで各設計書を合算し一本で算出します。

(4)現場環境改善（旧イメージアップ経費）に関する経費の見直し
最新の調査による経費率の見直しを行うとともに、現場環境改善費として、「女性用更衣室の設置」及び「熱中症予防」を追加しました。

(5)施工パッケージ及び標準歩掛の新設・改正について
①施工パッケージ（平成二十九年四月から適用）
・施工パッケージの追加
（一〇工種三六施工パッケージ）
擁壁工（補強土壁工）、コンクリート削孔工、旧橋撤去工、ソイルセメント工、舗装版クラック補修工、橋梁地覆補修工、橋梁補修工（現場溶接鋼桁補強工）、トンネル漏水対策工、平石張工、ト

表 2 歩掛の改正

工 種	内 容
鉄筋挿入工（自穿孔）	「確認試験」歩掛を追加。
木製校倉式治山ダム工	「バックホウ併用組立」歩掛を追加
残存型枠工（プレキャスト）	材料ロス率の新規制定。狭隘な施工場所の増加による施工効率の低下に伴う施工歩掛の見直し。足場工（キャットウォーク）の追加。
伐木処理	機械造材（玉切り）、集材等歩掛を追加。
鋼橋架設工	架設用クレーン等の供用日数の増、ネット防護工の新規制定
大型土のう工	施工機械の排出ガス対策基準を3次に見直し。

ンネル内装板設置工
・施工パッケージの改正（四工種）
ジオテキスタイル工、コンクリートブロック積（張）工、袋詰玉石工、擁壁工（プレキャスト擁壁工）
②標準歩掛の改正等
・土工関係
バックホウの旋回角度に

について、四区分（四五度、九〇度、一三五度、一八〇度）を二区分（九〇度、一八〇度）に改正し、積算を簡素化しました。
また、共通工に作業土工（床掘工）を追加しました。
・機械経費
機械経費について、適正な価格での積算を行うため、

排出ガス対策型建設機械の基準を明記しました。

・新規歩掛の追加

・回転杭工、獣害対策（シカ柵の設置）

・歩掛の改正（表 2）

・標準歩掛の削除

施工パッケージの改正に伴い、ジオテキスタイル工、コンクリートブロック積（張）工、袋詰玉石工、擁壁工（プレキャスト擁壁工）の四工種を削除しました。

(6) 森林整備保全事業工事標準仕様書の制定

森林整備保全事業工事標準仕様書、施工管理基準、品質管理基準及び写真管理基準について、施工パッケージ及び標準歩掛の工種に対応した新たな仕様書を制定しました。

①仕様書

仕様書は、施工パッケージ及び標準歩掛の各工種への対応のほか、治山、林道工事における木材利用について、グリーン購入法における特定調達品目として、環境物品等として定められている間伐材又は合法性・持続性の証明された木材の使用について明記しました。

また、工事材料として、「木材」「木材保存剤の品質」「合板型枠」等について新たな仕様書を明記しました。

②施工管理基準

施工管理基準のうち出来形管理基準及び品質管理基準については、適切な施工管理が可能な基準とするものとし、法面工、擁壁工等の一部工種について、出来形の測定基準（測定回数）を簡素化しました。

2 調査・測量・設計等積算要領の改正について

(1) 標準歩掛の改正等

①地質調査業務

オールコアボーリングを追加しました。

②設計業務

溪間工予備設計、溪間工実施設計及び流路工実施設計について、補正係数を改正しました。

一般構造物設計（擁壁工実施設計、法面工実施設計、落石防護柵実施設計、雪崩予防施設実施設計及び一般構造物基礎工実施設計）について、歩掛を改正しました。

(2) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定

調査、測量、設計及び計画業務に係る標準仕様書について、各業務に対応した新たな仕様書を制定しました。

新たな仕様書では、業務の円滑かつ適正な実施のため、打合せ等におけるワンデーレスポンス、情報管理の徹底、保険加入の義務等について規定しました。

また、設計業務における環境配慮の項目を新たに追加し、グリーン購入法に基づき、環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等））を採用した設計を行うこと及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法の採用に努めることを規定しました。

さらに、近年多発している豪雨災害に伴う流木被害等に対応するため、溪間工予備設計、流木対策及び一般構造物（擁壁工、法面工）設計に係る仕様について規定しました。

平成二十八年度 「改善要望事項」に対する 林野庁の見解

改善要望事項

一 残存型枠材料の割増について

（東北ブロック）

コンクリート谷止工に使用する残存型枠材料には、割増が計上されておられません。袖、端部等端尺で切断するため、実際の材料使用数量が設計数量の約二割増しとなることから、割増の検討をお願いしたい。

林野庁見解

木製残存型枠工は、袖や端部の切り揃えによる材料のロスが生じることから、材料の割増しについて考慮するよう標準歩掛に明記しています。

工種毎に割増しの方法が異なっていますが、発注時に適切な材料割増しを適用するよう、各都道府県に対し会議等で周知して参ります。

二 森林土木工事の間接工事費の諸経費率について（東北ブロック）

森林土木工事（治山・林道工事）は、土工、擁壁工、排水工、法面工など発注単位当りの工種が多岐にわたり、重機の搬入、現場内の安全監視、小口な資材の納入、品質試験、出来形の管理などの実施回数や種類も多くなることから、それに伴い経費も嵩むこととなる。特に、五千万円～一億円程度の工事の諸経費率（「治山・地すべり

防止工事」「道路工事」は、比較
的工種の少ない「舗装工事」と同
等かそれ以下に設定されているこ
とから、実態に適切に反映するよ
う、森林土木工事の諸経費動向調
査を実施するなど、適切な諸経費
率を設定するようお願いしたい。

林野庁見解

山間奥地への資材の小口納入で
実際の資材価格が物価資料等と異
なる場合は、見積りにより適正な
価格で積算を行うよう基準を改正
し、会議等で各森林管理局及び各
都道府県に対し周知徹底してい
るところです。

共通仮設費に係る重機搬入、現
場内の安全監視については、共通
仮設費率に含まれる積算となりま
すが、二〇t以上の重機の搬入、仮
設材等の運搬及び重機の分解組立
てに要する費用は積上げ積算とな
り、適正な積算が可能となるよう
基準「森林整備保全事業設計積算
要領の制定について」を改正した
ところ です。

現場管理費に係る品質試験、出
来形管理については、①治山・林
道共にコンクリートの品質管理に
係る各試験について、品質管理の
頻度を五〇mに一回から一五〇m
に一回に改正し、②林道の出来形
管理については、全測点から四〇

mに一箇所に改正するなど簡素化
を図ったところです。

また、各工種の間接工事費率に
ついては、国土交通省をはじめと
した関係機関が連携し、毎年、竣
工した工事についての間接工事費
に係る実態調査を行った上で定め
ており、各省庁と同様の取扱いと
なっているところです。共通仮設
費の基準改正等が行われた場合は、
適切に対応して参ります。

三 「施工パッケージ」単価の導入 について（中国・四国ブロック）

「施工パッケージ型積算方式」は
積算の省力化、簡素化という観点
では効果的であると考えます。

しかし、基礎となるデータの施
工規模が比較的大き過ぎて、地方
公共団体発注の工事規模の場合、
施工条件がかけ離れており適正な
単価とはいえない。もともと、施工
規模に対する補正や基礎データの
見直しを行っていたとき、より現
状に合った適正な単価での発注を
要望します。

林野庁見解

林野庁の施工パッケージ型積算
方式の基準については、標準歩掛
で積算した場合と施工パッケージ
で積算した場合について、全工種
について価格比較を行うとともに、
治山・林道工事の現地調査を実施

し、施工条件に合った適正な積算
基準としていくところ です。今年
度においても、治山・林道工事に
ついて、施工モニタリング調査及
び現地調査を実施しながら施工パ
ッケージ型積算基準の追加・改定
を検討しているところであり、現
場条件や施工実態を重視した基準
の作成に努めています。

なお、山間僻地において、実際
の資材価格が物価資料と異なる場
合は、見積りにより適正な価格で
積算を行うよう基準を改正し、会
議等で各森林管理局及び各都道府
県に対し周知徹底しているところ
です。

四 単価の適用時期について（中 国・四国ブロック）

現場説明補正事項で〇月単価を
採用していると有りますが、開示
請求をして確認したところ、前月
の単価を採用している工事があり
ました。

入札段階では、業者側での判断
は不可能なので、適切な設計及び
積算の為に確認の徹底をお願い
致します。

林野庁見解

「品確法」で、予定価格の適切な
設定、適切な設計変更など発注者
の責務が明確化されていますので、
都道府県に対して、その旨周知徹

底して参ります。

なお、現場説明書等で公表した
内容と、予定価格の積算で採用さ
れた内容が異なれば、適正な入札
となり得ないため、事例のような
事態とならないよう指導して参り
ます。

五 適正利潤の確保について（関 東・甲信ブロック）

森林を守る、地域の森林土木建
設業者が激減して来ております。

林野庁と各県が協力して改善をし
て頂く事が必要です。毎年、改善
要望につきましては、同じような
要望が全国から出ております。今
までの要望について一刻も早く改
善をして頂きますようお願い申し
上げます。

林野庁見解

積算要領等の改正要望が出され
ていた事項については、平成二十
七・二十八年度にかけて設計積算
要領等の見直しを行い、ご要望い
ただいた事項のうち積算要領、標
準歩掛、仕様書及び出来形管理基
準等について改善されました。

今後も、治山・林道工事の現場
実態を反映した積算要領等の整備
に努めて参ります。

六 法面工の採用について（関東・ 甲信ブロック）

治山の山腹工の人力法切工や斜

面整地、階段掘起歩掛等では作業員の種類として山林砂防工となっているが、急勾配の箇所（四〇度以上）では、法面工で積算するのが適当ではないでしょうか。

林野庁見解

工事費の積算に用いる労務単価は、作業内容により職種を定義し、公共事業労務費調査により単価を決定・公表しています。

山林砂防工は、人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等の作業に従事する者と定義されています。

法面工は、モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転、高所・急勾配法面における、ピツクハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業等に従事する者と定義されています。

人力法切工等については、山林砂防工の作業内容に当てはまることから、山林砂防工で積算するのが適切です。

七 傾斜地における重機の安全対策について（東北ブロック）

傾斜地において車両系建設機械で作業する場合、労働安全規則により必要な幅員を確保するよう定められているが、山腹工事等で仮設盛土などの作業足場が計上されずに発注される工事があることか

ら、安全に要する費用を適切に計上するよう発注機関へご指導願いたい。

林野庁見解

仮設工の設計積算について、発注者が適切に予定価格の算定に見込むよう「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」を改正し、仮設工の積算について詳しく記載するとともに、その内容について会議等で周知しているところです。

また、工事に伴い実施する仮設費、安全施設、営繕施設等のイメージアップ経費の積算について基準「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」を改正し、内容の充実を図ったところです。

さらに、当初設計に見込まれていない仮設工については、設計変更による対応も可能であり、平成二十八年六月に「設計変更ガイドライン（工事編）」を各都道府県に通知し、適切な対応について周知しているところです。

安全上重要な仮設工については、発注者が設計積算に盛り込むとともに、現場において確実に実施され、作業者の安全が確保されることが重要です。

治山工事等の森林土木工事は、山間奥地の急傾斜で行われることが多く気象環境も厳しいこと等から、労働災害の防止対策を徹底しなければなりません。

「品確法」でも、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこととされ、また施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額等の変更を行うとされていますので、都道府県に対して、その旨周知徹底して参ります。

八 モルタル吹付の設計数量について（中部ブロック）

設計は砂セメントで計上しておりますが、実際はモルタルで承認していただき施工しております。その施工の際、モルタル量が設計数量よりも四割近く増量します。型枠内の施工でないので増があると思います。設計数量の補正を求めたいと思います。

林野庁見解

モルタル量が設計数量より四割近く増量する現象は、吹付面積の増が想定されます。吹付面積の増については、法切りを完了した時点で法面の凹凸を考慮した詳細な吹付面積を測定し、当初設計数量と乖離している場合は、監督職員

と設計変更について協議する必要があります。

設計変更の手続きについては、平成二十八年六月に「設計変更ガイドライン（工事編）」を各都道府県に通知するとともにホームページで公表しているのを、参考として下さい。

九 支障木について（中部ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック）

①支障木について、請負業者が設計に計上されていない伐開を強いられています。

②現場内の立木の伐採（設計外）から行う場合があり多大な費用がかかります。『チェーンソー伐開』の計上がありますが、この『チェーンソー伐開』の定義（内容）をご指導いただきたい。

また、伐採については現場により伐本本数及び伐採木の太さもまちまちです。本数（太さに応じての単価設定）または立木材積等での計上はできないのでしょうか？

林道工事や治山・山腹工事など、支障木の伐採・集積・積込・運搬の費用計上は、標準歩掛にて計上されておりますが、現場との費用の乖離が著しく、面積が広ければ広いほど受注者の

負担が増大します。

受注後に協議をお願いしても対応出来ない(理由が立たない)と断られる事も多々有り、採算が合わないのが現状です。入札前であれば、積算と実行予算を組んだ段階で赤字になってしまい入札を断念せざるを得ない事もあります。

森林整備事業や若手育成を促進していくためにも、早急に現場の実態に合った歩掛の見直しもしくは見積による対応をお願いします。

伐採経費は、当県では伐採歩掛にて積算されていますが、機械費、人件費等を積み上げると実際かかる経費は設計金額以上になります。つきましては、伐採、伐採木引き出し、枝落とし、玉切り、積み込み、運搬の各作業を考慮した標準歩掛の制定をお願いしたい。

林野庁見解

①「品確法」では、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこととされ、また施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額等の変更

を行うとされていますので、都道府県に対して、その旨周知徹底して参ります。

工事の施工に必要な費用については、予定価格に適切に計上されるよう、引き続き、指導して参ります。

また、現場の実態に合わせ、設計変更等を適切に行うよう、併せて、指導して参ります。

②「チェーンソー伐開」歩掛は、チェーンソーを使用して立木を伐採する作業に適用します。「二〇m以内の片付け」とは、伐倒した際に散乱した枝葉を片付ける作業を意味します。

従って、当該歩掛には、玉切り作業、集材、運搬作業は含まれていないため、別途計上する必要がある。

支障木の処理について当初設計と異なる状況において、受注後に協議をお願いしても対応出来ない(理由が立たない)と断られる事も多々有りというのは、発注者の対応が不適切と言わざるを得ません。当初設計と現地条件が異なる場合の処理について協議があった場合は、発注者及び受注者が現地を確認し、その後の処理について協議する必要がある。設計変更の手続

きについては、平成二十八年六月に「設計変更ガイドライン(工事編)」を各都道府県に通知するとともにホームページで公表しているのを、参考として下さい。

なお、平成二十九年の標準歩掛の改正により、スギ、ヒノキ及びカラマツ林の径級に応じた伐採から搬出まで適用可能な「伐木処理」の歩掛を新設したので、現場条件を踏まえ適用することが可能です。

ただし、現場条件が異なる場合は、見積り等により積算する必要があります。

十 柵工について(中部ブロック)

柵工の萱株が現地採取とされているが、現状は、現地採取が困難で他地域での採取・運搬となり苦慮している。別途計上をお願いしたい。

林野庁見解

九①に同じ。

十一 土工について(中部ブロック)

治山谷止工において、掘削土砂を排土、仮置きし埋め戻しに使用するが、溪流勾配が急峻で狭隘な現場においては置き場所の確保が困難で、上流側に数回土砂を移動させ仮置きし、それをまた数回移動させて埋め戻しを行う必要がある。

る。現場条件を考慮の上、実際の排土回数に応じた変更対応をお願いしたい。

林野庁見解

九①に同じ。

十二 工用道路(仮設工事)について(中国・四国ブロック)

工用道路等について、設計から発注迄の期間が長くなれば、現場状況が変わる場合があります。それに伴い測量、設計から見直しが発生します。

その際の、受注者側の測量設計費を見込んで頂きたい。

林野庁見解

九①に同じ。

十三 工期延長に係る経費について(中国・四国ブロック)

工事受注後、施工箇所の下に導水管があるので、発注者側が調査を行うということで、施工に掛れず待ちが生じ工期延長となり、その期間の経費負担が増しました。

発注前の調査段階において詳細確認を行い発注をお願いできないでしょうか。

また、発注後に判明したものに對しては、現場経費等を実績に基づいて増額出来ないでしょうか、

林野庁見解

九①に同じ。

十四 仮設について(関東・甲静

ブロック

指定仮設と任意仮設の明確化をお願いしたい。例えば、仮設道が任意仮設とした場合、支障木の伐採・搬出等は受注者が負担することになり、延長が長いと膨大な費用を要することになる。

林野庁見解

契約約款において「仮設、施工方法その他工事的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める」と規定しており、これは受注者が自らの知識と経験に基づき、自己の責任において施工方法等の選択を認めているものです。

「指定」とは、工事的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行うもの、「任意」とは、工事的物を施工するにあたり、受注者の責任において施工を行うものです。

「品確法」では、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額等の変更を行うとされていますので、都道府県に対して、その旨周知徹底して参ります。

十五 切土掘削の法面における機

械法面整形について（九州ブロック）

切土掘削後法面保護工を施工する場合、品質確保などのため切土法面整形が必要で、バックホウ掘削と同時にバックホウによる法面整形を行っています。

しかし、切土法面整形の適用基準が明確に示されていないため設計で計上されていません。

法面整形の適用基準を明確にし、設計に計上できるようにしていただきたい。

林野庁見解

一般的に機械施工が可能な切土法面の場合には「機械による切土法面整形」が適用され、機械施工が不可能な場合は「人力による切土法面整形」が適用されます。

十六 施工地域・施工場所を考慮した補正について（九州ブロック）

間接工事費の共通仮設費及び現場管理費では、施工地域・施工場所を考慮した補正を行うこととなっている。

その中の、地方部の施工箇所が一般交通等の影響を受ける場合で五〇m以内に人家等が連なっている場合とは、具体的のかどのような状態を想定しているのかご教示ください。

林野庁見解

当該規定は、平成二十九年の改正により削除されます。

共通仮設費の補正については、従来の施工地域・工事区分別の補正值（加算補正）から、共通仮設費の補正係数一・三倍、現場管理費の補正係数一・一倍などの補正係数を乗じる積算方法に改正し、平成二十九年四月から適用されます（ただし、発注機関によつては、準備整次次第の適用となります）。

十七 時間的制約を受ける工事の補正について（九州ブロック）

時間的制約を受ける工事の補正で機械損料の補正も行えることになっているが、どのような場合に、また、どのような補正を行うのかご教示ください。

林野庁見解

建設機械の供用日当たり運転時間が標準と著しく相違すると認められる工事の発注に当たっては、建設機械等損料算定表に示す標準の供用日当たり運転の補正を行います。

供用日当たり運転時間が標準と著しく相違する場合とは、当該工事の供用日当たり運転時間（ t ）を損料表上の供用日当たり運転時間（ t_0 ）で除した値が、 0.8 以下の場合又は 1.2 以上の場合をい

います。

補正方法は、次のとおりです。

$H \parallel A + B / t$

H…運転時間当たり換算値損料額相当

A…運転一時間当たり損料額

B…供用一日当たり損料額

t …供用日当たり運転時間
設計値運転時間／設計値供用日数

十八 無筋・鉄筋コンクリートポンプ車打設について（東北ブロック）

無筋・鉄筋コンクリートポンプ車打設歩掛は、一日の打設数量で分類されていますが、現場条件によりコンクリートポンプ車の機種を選定しなければならない場合があります。現在は、普通・ロング・超ロングとブームの長さにより三種あり、運転単価も違いますので、現場条件にあった機種・歩掛の検討をお願いしたい。

また、コンクリートポンプ車は一日五〇 m^3 までが同一単価でありますが、実態と乖離が大きいことから、五〇 m^3 以下の基準において細分化してほしい。

（例：一〇 m^3 ～二〇 m^3 、二〇 m^3 ～三〇 m^3 ）

林野庁見解

コンクリートポンプ車の規格は、

トラック架装・ブーム式・圧送能力九〇／一〇m³／hを標準としており、現場条件に適合した機種・歩掛となっています。

コンクリートポンプ車打設の歩掛については、専門機関による価格調査、現地調査を実施した上で積算区分を決定したものであり、他省庁の歩掛より設計日打設量の区分を多く設定し、より小規模なものに対応した歩掛となっており、これ以上の細分化は困難と考えます。

また、「無筋・鉄筋構造物人力打設」及び「小型構造物人力打設」歩掛には、「山腹工加算」があり、小規模な治山工事に対応した加算が行われています。

十九 「施工パッケージ」の擁壁工単価について（中国・四国ブロック）

施工パッケージ型積算方式の擁壁工は、大きく分けると型枠工とコンクリート工を合わせた複合の工種であると考えます。

工事の大小にかかわらず、一般的によくある工種だけに多くの工事に影響が出やすい。より現状に合った施工パッケージにするなら、型枠工とコンクリート工をそれぞれ施工パッケージにするべきであると要望します。

林野庁見解

場所打擁壁工パッケージは、小型擁壁（A）、小型擁壁（B）、重力式擁壁、もたれ式擁壁、逆T型擁壁、L型擁壁に対応したものであり、コンクリート歩掛と型枠歩掛だけで構成されているものではありません。

施工パッケージ単価については、実態調査結果や積上げによる積算価格を踏まえて決定されているものであり、施工実態に合わせて適正な価格となるよう設定されています。

なお、導入済みの施工パッケージについては、国土交通省でフォロアアップ調査を行い、その結果を踏まえて、施工パッケージを使いやすいものに見直しを行うこととしており、改正された施工パッケージについては、林野庁において現地への適合を調査し、改正を行っていくこととしています。

二十 入札制度における森林分野CPDの評価について（中国・四国ブロック）

森林分野のCPDを広く普及するため、森林土木工事の総合評価方式の入札において、他のCPDよりも高い評価、取得技術者の配置等の優位性を持たせていただきたい。

優位性があれば、技術者も森林分野のCPDの取得に努め、普及につながると思われる。

林野庁見解

森林分野CPDの効果的な活用について、平成二十九年度開催の都道府県担当者会議を通じて要請したいと考えているところです。

なお、国交省中国地方整備局においては、建設系CPDプログラムを評価対象としており、森林分野CPDも同プログラムに含まれています。

二十一 治山林道事業の採択要件の緩和（関東・甲信ブロック）

・山地災害危険地域に指定されているにもかかわらず、費用対効果から治山事業の採択を得られない。人家や公共物のみならず、森林（保安林）の保全のために、採択要件の緩和をお願いしたい。

・林道は、林業生産に無くてはならない基盤整備であるが、近年その開設路線は激減している。林業生産の効率化を図るための林道を積極的に推進するために、採択要件の緩和をお願いしたい。

また、現在、林道は農山漁村地域整備交付金等交付金事業しかできないが、基幹となる林道については補助事業で実施できるように要望します。

林野庁見解

治山事業の採択基準は、国と地方との役割分担を踏まえ、他の事業との整合にも留意しつつ、国として関与すべき範囲や実施すべき事業規模として設けられており、採択要件を緩和することは困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。

林道事業の採択に当たっては、林道の種類に応じた要件を設けているところです。採択要件については、地域のニーズに対応出来るよう、今後とも検討して参ります。

また、林道事業のうち多くは補助事業から交付金事業に移行した経緯もあり、再び補助事業とすることは現在のところ困難であることを御理解いただきますようお願いいたします。

二十二 適切な工期の設定、施工時期等の平準化等について（全国）

担い手の確保・育成のためには、「完全週休二日制」等職場環境を整備する必要があるが、工事の性格や地域の実情などを踏まえた適切な工期の設定、施工時期等の平準化、施工条件の変化に応じた適切な設計変更、工事書類の簡素化等について、発注者である都道府県に対する適切な指導も含めよろしく

お願いしたい。

特に、十分な工期の確保として、工事着手の準備に必要となる期間（準備期間）や後片付けに要する期間についても、きちんと確保されるように、「必携」、特記仕様書等において明示していただきたい。

林野庁見解

適切な工期の設定については、平成二十九年の改正により、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」及び「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」に新たな規定し、平成二十九年四月から適用されます（ただし、発注機関によっては、準備整次第の適用となります）。

また、特記仕様書等の記載例について、「森林整備保全事業設計積算要領等に係る運用事項」に追加しホームページで公表しています。

二十三 事業量の確保について（全国）

近年、地震や集中豪雨等に伴う激甚な山地災害が多発している一方、災害発生時の復旧対策や事前防災・減災等の役割を担っている地域の建設業は、予算の減少等に伴い十分な事業量が確保されず、事業の継続が危ぶまれる企業が相次ぎ、防災の空白地帯が発生しようとしています。

インフラの長寿命化の観点からの治山・林道施設の計画的な維持管理・更新や、山地災害危険地区における事前防災・減災対策にかかる長期計画の策定等も含め、地域の森林土木建設業が将来にわたるその役割を果たしていくためにも、計画的な「緑の国土強靱化」を推進していただきたい。

林野庁見解

近年、地震や集中豪雨等による激甚な山地災害が多発しており、今後も、地球温暖化による集中豪雨の増加等による被害が懸念されるなど、山地災害の発生リスクの上昇が予測されています。

また、インフラの長寿命化の観点から、既存の治山施設の機能強化や長寿命化対策についても、計画的かつ効率的な推進が必要と考えています。

このため、治山事業では、平成二十九年年度概算決定において五九七億円（対前年比一〇〇％）を確保したところです。

今後とも、治山施設の設置や荒廃森林の整備等により、事前防災・減災対策も含め総合的な治山対策を推進して、地域の安全・安心を確保するよう努めて参ります。

森林整備事業では、施業の集約化を図り、間伐やこれと一体とな

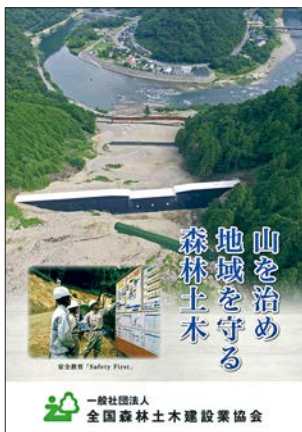
った路網の整備、主伐後の再造林等を推進するため、平成二十九年年度概算決定において一、二〇三億円（対前年比一〇〇％）を確保したところです。

また、農山漁村地域整備交付金では、地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援するため、一、〇一七億円（対前年比九五％）確保したところです。

これらの予算により、計画的な事業の推進に努めて参ります。

平成二十九年年度 安全ポスターの作成

全森建では、昨年十一月に開催した技術・労働委員会において、各協（議）会会員から応募された写真の中から、厳正な審査を行い、最優秀作品を主体とした平成二十九年年度労働安全ポスターを作成しました。



なお、本ポスターは各協（議）会へ送付いたしましたが、会員企業の皆様には本年度労働災害防止に努めていただくようお願いします。

林野庁人事異動

次のとおり異動がありました。

平成二十九年三月三十一日付

◇退職 木村 大助

（中部森林管理局次長

（名古屋事務所長）

平成二十九年四月一日付

◎林野庁関係

◇大臣官房政策課政策情報分析官

兼林野庁木材利用課付

奥田 辰幸

（国立研究開発法人

森林総合研究所理事）

◇国立研究開発法人

森林研究・整備機構理事

大山 誠一郎

（四国森林管理局長）

◇林野庁経営課林業労働対策室長

山根 則彦

（高知県林業振興・環境部副部長）

◇林野庁治山課山地災害対策室長

佐伯 知広

（林野庁経営企画課企画官

（森林づくり情報担当）

- ◇林野庁治山課
水源地治山対策室長
河野 裕之
(国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター森林管理部上席参事)
- ◇林野庁研究指導課
技術開発推進室長
河合 正宏
(林野庁治山課山地災害対策室長)
- ◇林野庁経営企画課
国有林野総合利用推進室長
中野 享
(中部森林管理局 中信森林管理署長)
- ◇林野庁林政課管理官兼
林政課課長補佐 (人事総括)
堂本 整
(九州森林管理局総務企画部長)
- ◇林野庁計画課
入札契約技術企画官
村上 卓也
(林野庁業務課企画官(災害調整担当)／東北森林管理局仙台森林管理署)
- ◇林野庁経営企画課企画官
(森林づくり情報担当)
村上 幸一郎
(林野庁治山課課長補佐(総括))
- ◇林野庁治山課課長補佐(総括)
三浦 祥子
(北海道水産林務部森林計画課長)
- ◇林野庁計画課課長補佐
(設計基準班担当)
島田 喜代司
(林野庁治山課課長補佐(災害対策班担当))
- ◇林野庁計画課課長補佐
(施工技術班担当)
吉澤 英樹
(林野庁計画課課長補佐(設計基準班担当))
- ◇林野庁整備課災害査定官
林野庁整備課課長補佐
(総務班担当)
大場 隆也
(林野庁研究指導課課長補佐(保護企画班担当))
- ◇林野庁整備課課長補佐
(林道事業班担当)
古谷 治久
(林野庁整備課課長補佐(災害対策班担当))
- ◇林野庁整備課課長補佐
(災害対策班担当)
田村 耕司
(林野庁整備課)
- ◇林野庁治山課課長補佐
(林道災害復旧指導官)
(総務班担当)
大倉 弘二
(林野庁木材産業課課長補佐(木材製品調査班担当))
- ◇林野庁研究指導課課長補佐
(育種班担当)
大重 兼嗣
- (林野庁整備課災害査定官
林野庁整備課課長補佐
(総務班担当))
- ◇林野庁経営企画課課長補佐
(生物多様性保全担当)
葛西 貢治
(林野庁計画課課長補佐(施工技術班担当))
- ◎森林管理局等関係
- ◇四国森林管理局長
野津山 喜晴
(大臣官房報道官)
- ◇中部森林管理局次長
(名古屋事務所長)
金口 健司
(林野庁林政課管理官兼林政課課長補佐(人事総括))
- ◇近畿中国森林管理局
総務企画部長
難波 真悟
(林野庁林政課課長補佐(人事第1班担当))
- ◇近畿中国森林管理局
計画保全部長
川浪 亜紀子
(林野庁研究指導課技術開発推進室長)
- ◇四国森林管理局 計画保全部長
岡村 和哉
(林野庁治山課水源地治山対策室長)
- ◇九州森林管理局総務企画部長



- (林野庁計画課
入札契約技術企画官)
両角 実
- ◇九州森林管理局 計画保全部長
林 視
(林野庁経営企画課
国有林野総合利用推進室長)
- ◇近畿中国森林管理局治山課長
寺岡 猛
(林野庁整備課課長補佐(林道事業班担当))
- ◇中部森林管理局経理課長
中嶋 勝浩
(林野庁治山課課長補佐(総務班担当))

地方協会だより (11)

国境離島を抱える協会活動について

— 長崎県森林土木建設業協会 —

●はじめに

長崎県は、日本列島の最西端の一角を占め、大陸方面から東進してくる低気圧や突風、南陽方面から北上してくる台風などが、常にぶつかる位置にあり、異常気象による災害が多発する地域となっています。

またそうした大陸に近い地理的条件から、古くから異国との交流が盛んに行われ栄えた歴史があり、特殊な文化遺産も数多く存在しており、多くの観光客が訪れる異国情緒あふれる街として発展してきました。

一方で、対馬、五島など国境離島や半島をかかえ平地の少ない地理的条件により、他県にまして人口減少、

少子化・高齢化が進み、次代の産業を担う人材確保・育成が喫緊の課題となっています。

特に国境離島においては人々が永続的に定住できる環境を整えることが重要であり、道路等のインフラ整備と合わせ、集落周辺森林の防災力強化と環境保全が森林土木に大きく期待されているところです。

●本県協会の沿革

長崎県森林土木建設業協会は、昭和四十二年に「長崎県森林土木協会」の賛助会員五社から始まり、その後の名称変更、会員増を経ながら、平成五年に正式に設立されました。ピーク時は一三七社の会員数がありましたが、その後の入札制度改正や事業量の減少もあり、平成二十九年二月末現在八十四社となっております。

●活動状況

①研修会開催並びに現場員の表彰

そうした流れの中でなんとか協会の存在意義を高め、協会離れに歯止めをかけるため、会員企業の業績アップを目指した施工技術力、現場管理能力の向上のための研修を、毎年県内四カ所で実施しています。以前

は県内一カ所で集中して研修会を実施していましたが、五島や対馬の離島会員の方々には旅費、宿泊費などの負担が大きく、荒天時には船や飛行機が欠航し参加できない場合があるなど、本県特有の不便さがありました。そうしたことを解消し会員すべてに同様の研修ができるよう五島や対馬でもそれぞれ開催することにし現在に至っています。こうした研修を継続しながら優秀工事表彰の受賞に向けて取り組んでいます。

これと併せて国や中央団体の顕彰にも積極的に応募し、受賞工事の現場担当者を総会時に県協会会長賞として副賞を添えて表彰しています。現場の励みになると好評であるため、



国境離島の治山工事



研修のようす



草刈りボランティア活動

今後とも様々な機会をとらえて現場員の表彰を行っていきたいと考えています。

②県への改善要望

また、平成二十六年度に品確法等関連三法が改正され、将来の担い手の育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、適切な設計計上が発注者の責務として明確にされたことを受けて、設計に的確に反映していただくため、会員企業が受注した工事の現場を回り、施工中のトラブルや設計変更の対応、現場指示などで、県監督員に対する改善要望がないか聞き取り調査をしています。



新規参入業者の作業道開設

それを基に、年一回の技術部会において、参集いただいた県本庁、各地方機関担当班長に対して要望事項を提示し、改善対応を協議検討し着実に改善へ繋げています。

特にここ二年で支障木伐採処理経費の設計計上については、県の積極的な対応もあり大きな進展がありました。

③その他の活動

さらに、山地災害等の調査や監視活動を目的としたボランティアグループ「長崎県山地防災ヘルパー協会」の活動や現地研修支援、協会支部の草刈ボランティア等への参加など、協会活動の幅も広が

います。

福利厚生面では、以前から全森建福祉共済制度加入を積極的に進めており、全国第二位の加入数を維持していますが、事業主の皆様にご喜ばれております。

また県による県産材生産の倍増計画を受けて、不足する伐採事業者を確保するため、協会員が得意とする土木工事と一体となった搬出間伐等の森林整備事業への新規参入を促しています。そのための研修や資格取得を進めたことにより、徐々に会員受注も増えている状況です。

●おわりに

協会の運営については、各県とも様々な工夫を凝らし、会員企業の発展と、森林土木事業の重要性の周知について取り組んでおられるようですが、近年の公共事業予算の減少傾向はしばらく続きそうに思われます。今後ますます厳しい運営を迫られることが予想される中、会員の皆様に喜んでいただける協会として存続できるよう、さらなる一知恵を絞り出し、頑張っていきたいと考えております。

お知らせ

前専務理事の青木勇一郎さんにおかれては、病氣療養中のところ、平成二十九年三月二十日、ご逝去なさいましたので謹んでお知らせいたします。

これからの行事予定

6月21日(水)

平成29年度

正・副会長会議

理事会

表彰式

定時総会

編集後記

◎全森建の平成二十九年事業がスタートしました。各協（議）会及び関係者の皆様には、本年度もよろしく願います。

